

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会(以下「本支部」という。)の発展に寄与した支部役員及び職員(以下「役職員」という。)及び役職員以外の者を表彰し、もって本支部の発展を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 会長表彰
- (2) 感謝状を贈呈して行う表彰(施設の所管事業)

(会長表彰の方法及び対象者)

第3条 会長表彰は、支部長、施設長等及び支部事務局総務課長で組織し、支部長を委員長とする表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経た後、会長がこれを行う。

2 会長表彰は、次の各号のいずれかに該当する者の中から功績顕著な者について表彰し、表彰状及び記念品を贈呈する。

- (1) 本支部の役員で本支部の発展に多大な貢献をした者
- (2) 本支部の役職員以外で、本支部の発展に多大な貢献をした者
- (3) 本支部の職員で勤務に精励しその成績が特に優秀で他の模範である者
- (4) 勤続年数が満20年以上の正規職員で勤務成績が優秀な者
- (5) 審査委員会が推薦する者
- (6) 前各号に定める者のほか、会長が表彰することを適当と認める者

(感謝状を贈呈して行う表彰の方法)

第4条 感謝状を贈呈して行う表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行い、記念品を贈呈する。

- (1) 継続して2年以上支部役員を勤め退任した者
ただし、退任時に職員である者は第4号に準じる。
- (2) 団体及び個人で本支部の事業に尽力し、功績顕著な者
- (3) 本支部の発展のために金品を寄付し、又は奇特の行為のあった者
- (4) 在職10年以上の退職正規職員で成績優秀な者
- (5) 前各号に定める者のほか、会長が表彰することを適当と認める者

(表彰の時期)

第5条 表彰は、審査委員会の具申により会長の定めた時期に行う。

(行賞申請)

第6条 支部長または施設長等は、その所管する事項の範囲内において被表彰対象者があるときは、行賞申請書(様式1号)により会長に申請するものとする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、支部事務局総務課総務係において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、社会福祉法人^{鳥取県}_{財団}済生会役職員表彰規程(昭和44年3月25日制定)を準用し、さらに必要な事項は会長が別に定める。

2 本支部において支部会長を置いていない場合、第2条から第8条第1項までの「会長」を「支部長」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。